特定募集情報等提供事業に関する届出書等
記載要領

募集情報等提供事業とは.....1

届出が必要になる事業者の範囲.....2

特定募集情報等提供事業届出書の記載例.....5

特定募集情報等提供事業変更届出書の記載例.....7

特定募集情報等提供事業廃止届出書の記載例.....9

特定募集情報等提供事業概況報告書の記載例.....11

届出や制度の詳細とお問い合わせ先について.....23

（令和７年５月版）

募集情報等提供事業とは

募集情報等提供事業とは、職業安定法第４条第６項に掲げる以下のいずれか、または複数を事業として行うことをいいます。

厚生労働省 HP にて掲載している「令和４年　改正職業安定法Ｑ＆Ａ」（問１－１　第４条第６項第１号～４号に該当する行為はどのような行為か。）も参照してください。https://www.mhlw.go.jp/content/001250191.pdf

提供する情報	提供する情報の収集方法（例）	事業類型	該当サービス（例）
求人情報	• 求人企業から提供依頼 • 職業紹介事業者から提供依頼 • 他の求人メディアから提供依頼	１号事業者	・求人サイト ・求人情報誌 ・求人情報を投稿するＳＮＳ
	• ウェブ上で収集（クローリング） • 他の求人メディアの転載	２号事業者	・クローリング型求人サイト ・ハローワーク情報の転載サイト
求職者情報（※）	• 求職者が登録 • 職業紹介事業者から提供依頼	３号事業者	・人材データベース ・求職者情報を登録・投稿するＳＮＳ
	• ウェブ上で収集（クローリング）	４号事業者	・クローリング型人材データベース

※　求人への応募の際に、求職者の情報を求人者に提供する行為は、３号・４号には該当しません。

届出が必要になる事業者の範囲

届出が必要となる「特定募集情報等提供事業者」とは、募集情報等提供事業者のうち、**「労働者になろうとする者に関する情報」を収集して情報提供に使用している事業者です。**（次ページ図参照）

【「労働者になろうとする者に関する情報」とは】

○　「労働者になろうとする者に関する情報」とは、労働者になろうとする特定の個人を識別することができる情報のほか、個人を識別することができない情報であっても、個人の経歴やメールアドレス、サイトの閲覧履歴、位置情報等を含むものです。

○　したがって、紙媒体で求人情報の提供のみを行っているなど、これらの情報を全く収集していない場合には、届出の必要はありません。

【「情報提供に使用している」とは】

○　「情報提供に使用している」とは、募集情報等提供の用に供することをいいます。

○　例えば、以下のような事業が該当し、この場合、届出の必要があります。

- サービス利用に当たって、会員登録を求めている
- 求職者のメールアドレスを登録し、登録したメールアドレスに求人情報を配信するサービスを提供する
- 利用者の経歴や希望職種等を登録し、登録情報に基づいて、利用者に対するおすすめの求人情報を表示する又は配信するサービスを提供する
- 利用者のサイト内の閲覧履歴を保存し、閲覧履歴に基づいて、その利用者に対するおすすめの求人情報を表示する又は配信するサービスを提供する
- 位置情報を使用し、その情報に基づいて、近くで募集されている求人情報を表示するサービスを提供する
- 求職者の経歴や希望職種等の登録を求め、登録情報を求人企業に提供する

○　労働者になろうとする者に関する情報を収集していたとしても情報提供に利用していない場合には、届出は不要です。

○　例えば、以下のような事業が該当し、この場合、届出の必要はありません。

- 合同説明会の開催に当たって、連絡先を収集しているが、当日の入場管理のみに使用し、情報提供をするために利用していない
- 利用者のサイトの閲覧履歴は確認できるが、情報提供の内容には、何ら影響を与えない
- 利用者全体の閲覧履歴は把握しているが、求人情報等の表示順の最適化のために使用しているのみで、利用者ごとの情報提供の内容自体には、何ら影響を与えない

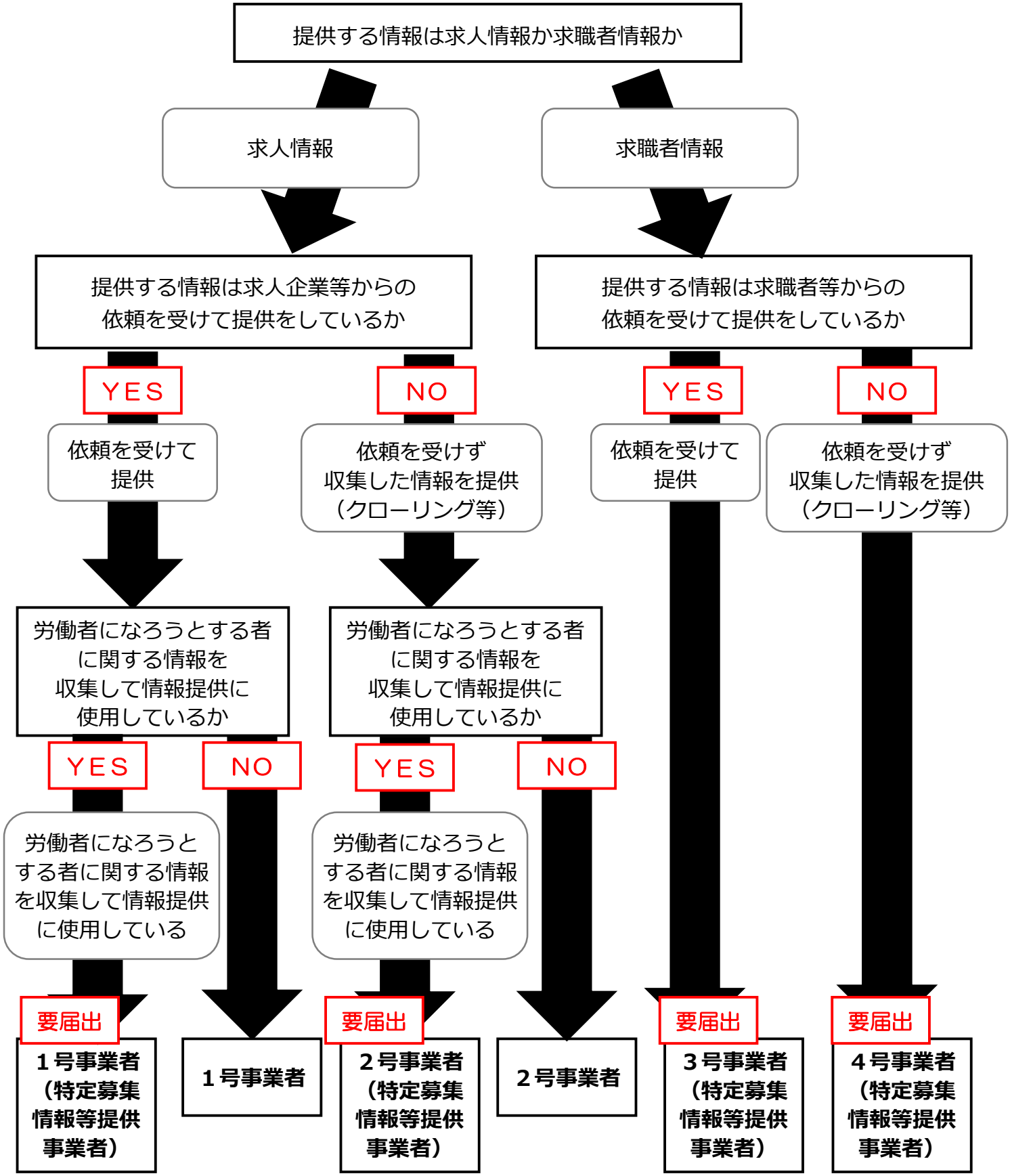
提供する情報は求人情報か求職者情報か
求人情報
求職者情報
提供する情報は求人企業等からの依頼を受けて提供をしているか
提供する情報は求職者等からの依頼を受けて提供をしているか
YES
NO
YES
NO
依頼を受けて提供
依頼を受けず収集した情報を提供（クローリング等）
依頼を受けて提供
依頼を受けず収集した情報を提供（クローリング等）
労働者になろうとする者に関する情報を収集して情報提供に使用しているか
労働者になろうとする者に関する情報を収集して情報提供に使用しているか
YES
NO
YES
NO
労働者になろうとする者に関する情報を収集して情報提供に使用している
労働者になろうとする者に関する情報を収集して情報提供に使用している
要届出
要届出
要届出
要届出
１号事業者（特定募集情報等提供事業者）
１号事業者
２号事業者（特定募集情報等提供事業者）
２号事業者
３号事業者（特定募集情報等提供事業者）
４号事業者（特定募集情報等提供事業者）

特定募集情報等提供事業届出書の記載例

様式第８号の３（表面）

厚生労働省使用欄のため届出者による記載は不要です。

※　届出受理番号	
※　届出受理年月日	年　　月　　日

特定募集情報等提供事業届出書

厚生労働大臣　殿

①届出者　**株式会社厚労　代表取締役　山田　花子**

法人・団体の場合は名称（④欄）と役名、代表者氏名（⑥欄）を、個人事業主の場合は事業主個人の氏名を記載してください。

職業安定法第 43 条の２第１項

②名称、③所在地は人材サービス総合サイトにおいて公開します。

記

②名称については、個人事業主の場合は事業主個人の氏名を、法人・団体の場合は法人・団体名を記載してください。

② 名称（ふりがな）	かぶしきがいしゃこうろう 株式会社厚労	
③ 所在地（ふりがな）	〒　〇〇〇－〇〇〇〇 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2 こうろうびる 厚労ビル401号室	
④ 電話番号	〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
⑤ 代表者	役名	代表取締役
	氏名（ふりがな）	やまだ　はなこ 山田　花子
⑥ 事業開始予定年月日	令和 7 年 1 月 1 日	
⑦ 職業紹介事業	許可番号	XX－ユ－XXXXX
	届出受理番号	XX－ム－XXXXXX

③所在地については、個人事業主の場合は事業主個人の住所を、法人・団体の場合は法人・団体の本社の所在地を記載してください。

⑤代表者について、個人事業主の場合は、事業主個人の氏名とともに役名欄には「個人」と記載してください。

令和４年 10 月１日よりも前から事業を開始されている事業者の方は、⑥には令和４年 10 月１日と記載してください。

⑦職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号及び⑧労働者派遣事業の許可番号については、既に番号を取得している事業者の方のみ記載をお願いします。

⑧　労働者派遣事業　許　可　番　号	派 XX－XXXXXX
⑨　備　　考	○○課主任　田中太郎　○○○（○○○○）○○○○

⑨備考には、届出書の内容確認にご対応いただける担当者の職名、氏名及び連絡がつく電話番号を記載してください。
なお、届出者と担当者名が一致する必要はありません。
また、個人事業主の場合は屋号も記載してください。

様式第８号の３（裏面）

⑩提供する主なサービスの名称、⑪職業安定法第４条第６項に掲げる行為のうち該当するもの、⑫ＵＲＬは、人材サービス総合サイトにおいて公開されます。

⑩　提供する主なサービスの名称	⑪　職業安定法第４条第６項に掲げる行為のうち該当するもの	⑫　ＵＲＬ
求人サイトA	■ 第１号　□ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://kyujinsaitoa/xxxxx/
求人サイトB	□ 第１号　■ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://kyujinsaitob/xxxxx/
求人サイトＣ	■ 第１号　■ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://kyujinsaitoc/xxxxx/
求職者データベースD	■ 第１号　□ 第２号 ■ 第３号　□ 第４号	https://databasee/xxxxx/

＜⑩～⑫欄について＞
　特定募集情報等提供事業として**提供するサービスごと**に、名称、職業安定法第４条第６項に掲げる行為のうちで該当するもの、提供するサービスのＵＲＬを記載してください。
・職業紹介事業者が単に紹介求人をサイト等に掲載するのみである（職業紹介事業の一環として行っている）場合、
・自社を派遣元とする派遣求人のみを掲載している場合、
・求職者に関する情報を収集しない場合
は該当しません。

　提供するサービスが職業安定法第４条第６項のどの類型に該当するかの判断にあたっては、本記載要領 p１を参考にしてください。１つのサービスで２つ以上の類型に該当する場合は該当するもの全てにチェックをお願いします。

＜サービスが６つ以上ある場合＞
　６つ目以降のサービスは本届出様式（Excel）の別シート「別紙」に記載してください。
　なお、提供している全てのサービスを網羅している必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

特定募集情報等提供事業**変更届出書の提出の必要があるのは、特定募集情報等提供事業届出書の②名称、③所在地、④電話番号、⑤代表者、⑦職業紹介事業者の場合は許可番号又は届出受理番号、⑧派遣元事業主の場合は許可番号に変更があった場合**です。
⑥事業開始予定年月日、⑨備考、⑩提供する主なサービスの名称、⑪職業安定法第４条第６項に掲げる行為のうち該当するもの、⑫ＵＲＬ、に変更があった場合には変更届出は必要ありません。

特定募集情報等提供事業変更届出書の記載例

様式第８号の４（表面）

特定募集情報等提供事業変更届出書

① 令和 7 年 6 月 1 日

厚生労働大臣　殿

届け出ている内容に変更があったときは、変更があった日の翌日から30日以内に届け出てください。

② 届出者　株式会社厚労　代表取締役　山田　花子

法人・団体の場合は名称（④欄）と役名、代表者氏名（⑥欄）を、個人事業主の場合は事業主個人の氏名を記載してください。

職業安定法第 43 条の２第２項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

③から⑥については変更があった項目だけでなく変更がなかった項目についても記載してください。

記

③届出受理番号には特定募集情報等提供事業届出書の受理時にお送りした受理通知書に記載の番号を記載してください。
ご不明な場合は、人材サービス総合サイトをご参照ください。

③ 届出受理番号		51ー募ーXXXXXX
④ 名称（ふりがな）		かぶしきがいしゃこうろう 株式会社厚労
⑤ 所在地（ふりがな）		〒〇〇〇－〇〇〇〇　電話 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2 こうろうびる 厚労ビル1406号室
⑥ 代表者	役名	代表取締役
	氏名（ふりがな）	やまだ　はなこ 山田　花子
⑦ 職業紹介事業	許可番号 届出受理番号	XXーユーXXXXXX XXームーXXXXXX
⑧ 労働者派遣事業	許可番号	派 XXーXXXXXX

④名称、⑤所在地は、人材サービス総合サイトに公開されます。

⑦、⑧欄については、新たに番号を取得した場合や既に取得した番号に変更が生じた場合には、最新の番号の記載をお願いします。
ただし、個人事業主の場合は変更の有無に関わらず番号の記載をお願いします。

⑨　変更年月日	令和 7 年 5 月 25 日
⑩変　更　理　由	⑩には、変更があった内容についてその具体を簡潔に記載して下さい。 所在地に変更があったため
⑪　備　　考	○○課主任　田中太郎　○○○(○○○○)○○○○

⑪備考欄には、届出書の内容確認にご対応いただける担当者の職名、氏名及び連絡がつく電話番号を記載してください。
なお、届出者と担当者名が一致する必要はありません。

事業を継続する見込みがなくなった場合には本廃止届出書を届け出てください。

一年のうち一定の期間のみ特定募集情報等提供事業を行っている場合に、特定募集情報等提供事業を行う期間が終了する度に事業廃止の届出を行う必要はありません。

なお、8月 31 日までに事業廃止の届出をいただければ、8月 31 日までに提出いただく特定募集情報等提供事業概況報告書の提出の必要はありません。

特定募集情報等提供事業廃止届出書の記載例

様式第８号の５（表面）

特定募集情報等提供事業廃止届出書

① 令和 6 年 2 月 28 日

厚生労働大臣　殿

特定募集情報等提供事業を廃止したときは、廃止した日から 10 日以内に届け出てください。

② 届出者　株式会社厚労　代表取締役　山田　花子

法人・団体の場合は名称（④欄）と役名、代表者氏名（⑥欄）を、個人事業主の場合は事業主個人の氏名を記記載してください。

特定募集情報等提供事業を
り下記のとおり届け出ます。

記

③届出受理番号には特定募集情報等提供事業届出書の受理時にお送りした受理通知書に記載の届出受理番号を記載してください。
ご不明な場合は、人材サービス総合サイトをご参照ください。

③ 届出受理番号	51ー募ーXXXXXX	
④ 名称（ふりがな）	かぶしきがいしゃこうろう 株式会社厚労	
⑤ 所在地（ふりがな）	〒〇〇〇－〇〇〇〇　電話 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2 こうろうびる 厚労ビル1406号室	
⑥ 代表者	役名	代表取締役
	氏名（ふりがな）	やまだ　はなこ 山田　花子
⑦ 廃止年月日	令和 7 年 2 月 23 日	

⑧には、事業廃止の理由について、その具体を簡潔に記載して下さい。

⑧　廃　止　理　由	・今後事業を継続する見込みがなく、一定期間内に再開する見込みもないため。 ・届出を提出した後、状況が変わり、事業を開始する見込みがなくなったため。 ・職業紹介事業の免許を取得し、今後は当該事業範囲での展開となるため。 ・吸収合併により今後は●●社が事業を引き継ぐため。 ・●●社に事業を譲渡したため。 ・法人を廃業（または休業）するため。
⑨　備　　考	○○課主任　田中太郎　○○○（○○○○）○○○○

⑨備考欄には、届出書の内容確認にご対応いただける担当者の職名、氏名及び電話番号を記載してください。
なお、届出者と担当者名が一致する必要はありません。

特定募集情報等提供事業概況報告書の記載例

様式第８号の６（第１面）

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 令和 7 年 8 月 1 日

厚生労働大臣　殿

② 提出者　株式会社厚労　代表取締役　山田　花子

職業安定法第 43 条の５の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号	51ー募ーXXXXXX	
④ 名（ふりがな）称	かぶしきがいしゃこうろう 株 式 会 社 厚 労	
⑤ 所（ふりがな）在地	〒 ○○○－○○○○　電話 ○○○（○○○○）○○○○ とうきょうとちよだくかすみがせき 東 京 都 千代田区 霞 が 関 1-2-2	
	こうろうびる 厚 労ビル1406号室	
⑥ 代表者	役 名	代表取締役
	氏（ふりがな）名	やまだ　はなこ 山 田　花 子

＜②欄について＞
法人・団体の場合は名称（④欄）と役名、代表者氏名（⑥欄））を、個人事業主の場合は事業主個人の氏名を記載してください。

＜③欄について＞
特定募集情報等提供事業届出書の受理時にお送りした受理通知書に記載の番号を記載してください。
ご不明な場合は、人材サービス総合サイトをご参照ください。

＜④欄について＞
個人事業主の場合は事業主個人の氏名を記載してください。

Ⅰ.公表項目

⑦　提供する主なサービスの名称	⑧　職業安定法第４条第６項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨　ＵＲＬ
求人サイトA	■ 第１号　□ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://kyujinsaitoa/xxxxx/
求人サイトB	□ 第１号　■ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://kyujinsaitob/xxxxx/
求人サイトＣ	■ 第１号　■ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://kyujinsaitoc/xxxxx/
求職者データベースＤ	□ 第１号　□ 第２号 ■ 第３号　□ 第４号	https://databasee/xxxxx/
SNS を活用したサービスＥ	■ 第１号　□ 第２号 □ 第３号　□ 第４号	https://++++++/xxxxx/

「Ⅰ．公表項目」欄に記載した内容のみ、人材サービス総合サイトで公開されます。
第２面以降は公開されません。

＜⑧欄について＞
　提供するサービスについて、職業安定法第４条第６項のどの類型に該当するかの判断にあたっては、本記載要領ｐ１を参考にしてください。

　１つのサービスで２つ以上の類型に該当する場合は該当するもの全てにチェックをお願いします。

＜⑦欄について＞
　特定募集情報等提供事業として**提供するサービスごと**に、名称、職業安定法第４条第６項に掲げる行為のうちで該当するもの、提供するサービスのＵＲＬを記載してください。
　職業紹介事業者が単に紹介求人をサイト等に掲載するのみである（職業紹介事業の一環として行っている）場合、自社を派遣元とする派遣求人のみを掲載している場合、求職者に関する情報を収集しない場合は、記載する必要はありません。

＜サービスが６つ以上ある場合＞
　６つ目以降のサービスは報告書様式（Excel）の別シート「別紙」に記載してください。
　なお、提供している全てのサービスを網羅する必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

６月１日の時点で保有している情報の概数について報告いただくものです。
ある特定の期間（例えば６月１日のみ、４月１日～６月１日など）の状況について、報告いただくものではありません。

様式第８号の６（第２面）

Ⅱ　６月１日現在の状況報告

１　労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦　提供する主なサービスの名称	⑩　労働者の募集に関する情報の概数	⑪　情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数
求人サイトA	約〇件	約〇件
求人サイトB	約〇件	約〇件
求人サイト C	約〇件	(1)約〇件　(2)約〇件
SNS を活用したサービス E	約〇件	約〇件

⑫　概数に係る説明

＜⑧欄を1号とした場合の記載例＞

・　求人サイトAの⑩は、サイトに掲載している求人情報の件数です。
　⑪の数は、登録しているアカウント数です。１人が複数アカウント所持していることもあります。
（アカウントを収集していない場合、⑪に「－」と記載の上、）労働者になろうとする者のアカウントは収集しておらず、閲覧記録（、位置情報）を収集しています。

Ⅱ１の欄には、Ⅰの⑦の欄に記載したサービスのうち、**求人情報を扱うサービス**（⑧の欄のおける**「第１号」**又は**「第２号」**に該当するサービス）を記載してください。

⑩には提供している求人情報の件数（※）、⑪には登録者のアカウントの数（※）を記載して下さい。
⑩について、複数の手法で収集している場合には、可能な限り手法ごとに収集している情報の概数を記載してください。

※求人情報の件数や登録者のアカウント数には、可能な限り、職業紹介事業に係る求人情報を除く等、特定募集情報等提供事業として取り扱う求人情報の件数や登録者のアカウント数を記載してください。

⑫欄では、⑩で記載した募集情報の件数や、⑪で記載した労働者になろうとする者に関する情報の数の集計・算出方法に係る概要を説明して下さい。

・ SNS サービスを活用したサービス E の⑩は、SNS サービスの〇〇（注：LINE、X など具体的なサービス名をご記入ください）を活用し、当該サービスで提供している求人情報の件数です。

⑪の数は、SNS サービスのグループ機能において、当該グループを構成しているアカウントの数です。

＜⑧欄を2号とした場合の記載例＞

・ 求人サイトBの⑩は、定期的なクローリングにより収集した求人情報の件数です。

ただし、収集先の複数の求人サイトに同じ求人情報が掲載されている場合には、求人サイト B において同一求人情報を重複して収集・掲載することがあります。

⑪の数は登録しているアカウント数です。

＜⑧欄を1，2号両方とした場合の記載例＞

・ 求人サイト C の⑩について、（1）は企業から依頼を受けてサイトに掲載した求人情報の件数、（2）はインターネット上をクローリングすることで収集し、サイトに掲載した求人情報の件数です。

ただし、収集先の複数の求人サイトに同じ求人情報が掲載されている場合には、求人サイト C において同一求人情報を重複して収集・掲載することがあります。

なお、（1）（2）の求人情報は、基本的に重複はありません。

⑪の数は登録しているアカウント数です。

２　労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦　提供する主なサービスの名称	⑬　労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭　労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数
求職者データベースＤ	約〇件	約〇件
求職者データベースＦ	約〇件	約〇件
求職者データベースＧ	（1）約〇件　（2）約〇件	（1）約〇件

⑮　概数に係る説明

＜⑧欄を3号とした場合の記載例＞

・　求職者データベースＤの⑬は、登録している求職者の数です。これらの情報は個人を確認し、１人を複数回数えることはありません。
　また、⑭は会員登録している求人企業の数です。

Ⅱ２の欄には、Ⅰの⑦の欄に記載したサービスのうち、**求職者情報（人材データベース）を扱うサービス**（⑧の欄における**「第３号」**又は**「第４号」**に該当するサービス）を記載してください。

⑬には登録又は収集している求職者の件数（※）、⑭には情報提供先の企業・個人事業主の数等を記載して下さい。
この欄は公開されません。

※登録又は収集している求職者の件数等には、可能な限り、職業紹介事業に関する求人情報を除く等、特定募集情報等提供事業として取り扱う登録又は収集している求職者の件数等を記載してください。

⑮欄では、
⑬で記載した労働者になろうとする者に関する情報の数や、
⑭で記載した情報の提供先数の集計・算出に関する概要を説明して下さい。

＜⑧欄を4号とした場合の記載例＞

・ 求職者データベースＦの⑬は、クローリングにより情報収集した求職者情報の件数です。

インターネット上に公開されている情報に基づいて確認をしており、基本的に重複はありません。

また、⑭は会員登録している求人企業の数です。

＜⑧欄を3，4号両方とした場合の記載例＞

・ 求職者データベースＧの⑬は、（1）は登録している求職者の数で、（2）はクローリングにより情報収集した求職者情報の数です。

インターネット上に公開されている情報に基づいて確認をしており、（1）（2）で基本的に重複はありません。

また、⑭は会員登録している求人企業の数です。

様式第８号の６（第３面）

３　提供するサービスの概要

⑦　提供する主なサービスの名称	⑯　サービスの概要
求人サイトA	＜⑧欄を1号とした場合の記載例＞ ・「医療・看護・保健の職業」「保育・教育の職業」を対象に、求人企業から依頼を受けて、サイト上で募集情報を掲載。 ・すべての労働者になろうとする者を対象に（あるいは「転職者」「大学卒業予定者」「外国人」「障害者」を対象に）情報提供している。 ・求人企業からは、「掲載課金型」として、募集情報を掲載する広告料を、１件あたり〇ヶ月間の掲載で〇万円としている。求人サイトAを通じて企業と労働者になろうとする者の間で労働契約が締結されるか否かは感知していない。

⑯欄には
・Ⅰの⑦に記載したサービスの提供する情報の内容（※１）、
・サービスにおける料金の有無、これを支払う者、料金に関する事項（※２）
・その他サービスの概要について可能な範囲で具体的に説明して下さい。

また、事業運営上、明らかにすることが困難な情報まで記載を求めるものではありません。

※２　利用料金体系について、以下の区分に応じて記載して下さい。

□掲載課金型　□クリック課金型
□応募課金型　□採用課金型
□その他（具体的に記載して下さい）

※１　提供するサービスにおいて取り扱う対象である職種について、以下の厚生労働省編職業分類における大分類の区分に応じ、記載して下さい。（複数ある場合は、複数記載して下さい）

□管理的職業　□研究・技術の職業　□法務・経営・文化芸術等の専門的職業　□医療・看護・保健の職業　□保育・教育の職業　□事務的職業
□販売・営業の職業　□福祉・介護の職業　□サービスの職業　□警備・保安の職業　□農林漁業の職業　□製造・修理・塗装・製図等の職業
□配送・輸送・機械運転の職業　□建設・土木・電気工事の職業　□運搬・清掃・包装・選別等の職業　□すべての職種
（上記区分のどれに該当するかは、こちらをご参照下さい　ハローワークインターネットサービス - 厚生労働省編職業分類）

求人サイトB	＜⑧欄を2号とした場合の記載例＞ ・「すべての職種」を対象に、インターネット上をクローリングすることで募集情報を収集し、サイト上で掲載。 ・すべての労働者になろうとする者を対象に（「転職者」「大学卒業予定者」「外国人」「障害者」を対象に）情報提供している。 ・求人企業から利用料金は徴収しない。
求人サイトC	＜⑧欄を1、2号両方とした場合の記載例＞ ・「建設・土木・電気工事の職業」を対象に、企業から依頼を受けてサイト上で募集情報を掲載するとともに、インターネット上をクローリングすることで募集情報を収集し、サイト上で掲載。 ・すべての労働者になろうとする者を対象に情報提供している。 ・「掲載課金型」として、企業から依頼を受けた募集情報については、1か月間「〇万円」「〇万円」の区分の広告料を設定しており、多く支払えば上位に掲載することとしている。 ・クローリングによって取得した募集情報については、求人企業から利用料金は徴収しない。

求職者データベースＤ	＜⑧欄を3号とした場合の記載例＞ ・「大学卒業予定者」からの登録を受け、求職者データベースを作成。企業が閲覧し、「研究・技術の職業」を対象としたスカウトをすることができるサービスを提供している。 ・求職者にはデータベースの登録料は求めていない。データベースを利用する企業には、データベースの「閲覧料」〇万円の支払いを求めている。 　また、データベースを利用して企業がスカウトを送り、その結果として労働契約が締結された場合には「採用課金型」として、企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。

４　適切な事業運営に関する事項

⑰　法第５条の４第１項及び第３項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項

＜法第５条の４第１項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について＞

求人企業が求人原稿を入稿し、当社では企業の承諾なく内容の改変は行っていません。求人の内容が誤っていることが分かった場合は、求人企業に確認の上、情報の訂正を求めています。

求人企業に対し、利用者に誤解されやすい表現を案内するとともに、記載例を提供しています。自社HPや広告において自社の求人サイトや求人誌、求職者データベースを宣伝していますが、昨年度の実績に基づいて利用実績を記載しており、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしていません。

⑰欄以降では、職業安定法第５条の４第１項に基づく義務について具体的にどのような取組みをしているか記載してください。

様式第８号の６（第４面）

＜法第５条の４第３項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について＞

＜⑧欄を1号とした場合の記載例＞

・ 求人サイトAでは、労働者の募集が変更、終了した場合は、募集情報を掲載している企業は速やかに通知するよう契約書に明記しています。

＜⑧欄を2号とした場合の記載例＞

・ 求人サイトBでは、クローリングの頻度（１日１回）をサイト内に掲載し、あわせて最終更新日を明示しています。

＜⑧欄を1、2号両方とした場合の記載例＞

・ 求人サイトCでは、募集情報を掲載している企業に対して、労働者の募集が変更、終了した場合は速やかに通知するよう依頼しています。また、クローリングにより掲載している求人情報については、例えば掲載後1ヶ月以上経った場合には「1ヶ月以上前」など、いつの情報か分かる形で掲載しています。

＜⑧欄を3号とした場合の記載例＞

・ 求職者データベース Ｄ では、会員求職者に対し、情報を正確かつ最新の内容に保つようHP上で依頼しています。また、最終更新日を表示し、その情報がいつ時点のものか企業の側からも分かるようにしています。

＜⑧欄を4号とした場合の記載例＞

・ 求職者データベース Ｇ においては、クローリングの頻度（1週間に1回）をサイト内に掲載して明らかにしています。その上で、最後にクローリングした時点を明確にし、利用する企業が最新の情報であるか判断することが出来るようにしています。

求人情報や求職者情報を「正確かつ最新の内容に保つため」にどのような措置を講じているか、<u>提供するサービスごと</u>に具体的に記載して下さい。

⑱　法第５条の５第１項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第２項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置

＜法第５条の５第１項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的＞

サービスの利用にあたって収集して個人情報を、以下のために利用することとしています。

＜⑧欄を1又は2号とした場合の記載例＞

① 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。
② 会員登録時に入力いただいた情報を、応募を希望する求人企業に提供します。
③ 面接の日程に関する連絡のために使用します。
④ 自社のサービスの改善・新規開発のために、匿名化・統計処理をした上で使用します。

＜⑧欄を3号又は4号とした場合の記載例＞

① 登録された（又はクローリングにより収集した）求職者情報を求人企業が閲覧、検索するために使用します。
② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
③ 自社のサービスの改善・新規開発のために、匿名化・統計処理をした上で使用します。

個人情報を収集・利用する目的（どのような業務に利用するのか）について、ＨＰ等において実際に求職者等に明示している目的を転記してください。

＜法第５条の５第２項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置＞

○　個人情報の保管や使用にあたっては、当該個人情報が正確なものであるかや古い情報ではないかを確認するため、収集時に本人確認をしています。また、収集目的ごとに定めた期間を経過した個人情報は、破棄または削除しています。

○　個人情報の漏洩、滅失、毀損等が起きないように、管理者を定め、管理者以外アクセスできないようにしています。

○　上記2点を、サービス提供時に業務の目的とともに明示し、求職者から説明を求められた場合には説明を行っています。

○　業務上知り得た求職者に関する秘密について、正当な理由なく他人に知られることがないよう、社員及び退職者に秘密を守る義務があることを、研修等を通じて社内に周知しています。

○　以下の内容を含むプライバシーポリシーを作成し、自社HP内で公開しています。（https://www.〇〇〇）

①　個人情報を取り扱うことができる者の範囲を目的毎について定めた規定

②　個人情報を取り扱う者が受けなければならない研修時間、研修内容に関する規定

③　求職者本人から個人情報の開示、訂正、削除等を求められた場合に関する規定

④　個人情報の取扱いに関して、求職者本人から苦情があった場合に関する規定

⑲　法第 43 条の７第２項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項

担当者の連絡先（メールアドレス、電話番号）を、分かりやすい形でHP（求人誌の場合には誌面）に掲載しています。（https://www.〇〇〇）

収集した個人情報を適正に管理するために講じている措置について、具体的に記載して下さい。
また、記載に関係する URL もあわせて記載して下さい

苦情の処理のために整備している体制について、具体的に記載して下さい。
また、記載に関係する URL もあわせて記載して下さい

届出や制度の詳細とお問い合わせ先について

❖ 届出先

政府の電子窓口 e-Gov からご提出をお願いします。

https://shinsei.e-gov.go.jp/

※　電子申請の方法は、**e-Gov 電子申請サイト**内の
「**手続検索**」→「**手続分野分類から探す**」→「**雇用・労働**」（大分類）
→「**雇用**」（中分類）→「**特定募集情報等提供事業**」（小分類）の
各届出手続きページ内に、分かりやすくご案内しています。

❖ 募集情報等提供事業に係る制度の内容について

制度の内容や詳細についての Q&A を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf

❖ 届け出た事業者は、厚生労働省人材サービス総合サイトに掲載されます。

https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb

❖ お問い合わせ先

特定募集情報等提供事業の届出書や報告書についてご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業者の所在地を管轄する都道府県労働局にお尋ねください。

〇厚生労働省職業安定局需給調整事業課　03－5253－1111（代表）

〇都道府県労働局の問い合わせ先は以下ページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html